

○川崎市福祉のまちづくり条例（抜粋）

川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年7月1日条例第36号）

最終改正:令和7年3月26日条例第33号

改正内容:令和7年3月26日条例第33号〔令和7年6月1日〕

○川崎市福祉のまちづくり条例	平成9年7月1日条例第36号
改正	
平成21年3月26日条例第11号	
平成30年9月11日条例第60号	
令和3年3月24日条例第15号	
令和4年10月21日条例第36号	
令和7年3月26日条例第33号	
川崎市福祉のまちづくり条例	
目次	
第1章 総則(第1条～第6条)	
第2章 福祉のまちづくりの基本方針等(第7条～第9条)	
第3章 施設の整備	
第1節 公共的施設の整備(第10条～第14条)	
第2節 指定施設の整備(第15条～第21条)	
第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備(第22条～第24条)	
第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項(第25条～第35条)	
第5章 雑則(第36条)	
附則	
第1章 総則	
(目的)	
第1条 この条例は、すべての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行い、及び心豊かな生活を送ることができるよう行われる福祉のまちづくりに関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、並びに市の基本方針に基づく施策について定めるとともに、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的推進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。	
(定義)	
第2条 この条例で使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。	
2 この条例において「公共的施設」とは、官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。	
(市の責任)	
第3条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施する責務を有する。	
2 市は、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。	
(事業者の責務)	
第4条 事業者は、福祉のまちづくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。	
2 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。	
(市民の責務)	
第5条 市民は、福祉のまちづくりの重要性及び地域社会の一員としての自らの役割を認識し、相互に協力して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。	
2 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。	
3 市民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。	
(協力及び連携)	
第6条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。	
第1節 公共的施設の整備	
(整備基準)	
第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。	
2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。	
(1) 移動等円滑化経路(令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。)に関する事項	
(2) 敷地内の通路に関する事項	
(3) 出入口に関する事項	

- (4) 廊下及び階段に関する事項
 - (5) エレベーターに関する事項
 - (6) 便所に関する事項
 - (7) 駐車場に関する事項
 - (8) 標識、案内設備及び案内設備までの経路に関する事項
 - (9) 歩道及び公園の園路に関する事項
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項
(整備基準の遵守)
- 第11条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替え(以下「新築等」という。)をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準を遵守した場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用することができると思われる場合又は規模、構造、地形の状況等により整備基準を遵守することが困難であると認められる場合は、この限りでない。
(既存施設の整備)
- 第12条 この条例の施行の際現に存する公共的施設(新築等の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。)を設置し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準に適合させるよう努めなければならない。
(維持及び保全)
- 第13条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させた場合は、当該適合させた部分の機能の維持及び保全に努めなければならない。
(整備基準適合証の交付)
- 第14条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、市長に対し、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票(以下「整備基準適合証」という。)の交付を請求することができる。
- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、整備基準適合証を交付するものとする。
- 第2節 指定施設の整備
(事前協議)
- 第15条 公共的施設で規則で定める種類及び規模のもの(以下「指定施設」という。)の新築等をしようとする者は、その計画(整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。)について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。これを変更しようとする場合(規則で定める軽微な変更の場合を除く。)も、同様とする。
(指導又は助言)
- 第16条 市長は、前条の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設の新築等の計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。
(工事完了の届出、完了検査等)
- 第17条 第15条の規定による協議をした者は、当該協議に係る指定施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該指定施設の構造及び設備等に関し市長の検査を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導を行うことができる。
- 3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、第15条の規定により行われた協議の内容と異なると認めるときは、工事完了の届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。
(勧告)
- 第18条 市長は、第15条の規定による協議を行わずに工事に着手した者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。
- 3 市長は、第15条の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なった工事を行った場合で前条第3項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わないときは、当該指導又は助言に従うよう勧告することができる。
(公表)
- 第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
(適合状況の報告等)
- 第20条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるもの(以下「既存指定施設」という。)を設置し、又は管理する者に対し、当該既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの報告を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る既存指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。
(立入調査)
- 第21条 市長は、第16条から第18条まで、第19条第1項及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させること(以下「立入調査」という。)ができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別表（第26条関係）

特別特定建築物等	建築の規模
学校	床面積の合計2,000平方メートル未満
病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
診療所（患者の入院施設がないものに限る。）	床面積の合計500平方メートル以上
集会場又は公会堂	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
公衆浴場	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	

○川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（抜粋）

参考資料 2

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年11月21日規則第103号）

最終改正:令和7年4月16日規則第51号

改正内容:令和7年4月16日規則第51号〔令和7年6月1日〕

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公共的施設）

第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

（整備基準）

第3条 条例第10条第2項に規定する規則で定める整備基準は、公共的施設の種類の区分に応じ、別表第2から別表第6までに定めるとおりとする。

（整備基準適合証）

第4条 条例第14条第1項の規定による請求は、整備基準適合証交付請求書（道路及び公園以外の公共的施設用）（第1号様式）、整備基準適合証交付請求書（道路用）（第2号様式）又は整備基準適合証交付請求書（公園用）（第3号様式）により行わなければならない。

2 前項の整備基準適合証交付請求書には、道路以外の公共的施設に係るものにあつては第1号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を、道路に係るものにあつては第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる図書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、条例第17条第1項の規定による届出をした者については、この限りでない。

（1）市長が別に定めるところにより、整備基準の適合状況について記載した書類

（2）方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

（3）縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、道路又は園路の位置及び幅員、敷地内における出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員を明示した配置図

（4）縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法を明示した建築物の各階平面図

（5）縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに土地の高低を明示した平面図

（6）その他市長が必要と認める図書

3 条例第14条第1項に規定する整備基準適合証は、第4号様式のとおりとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、整備基準適合証の交付を受けた者から整備基準適合証を返還させることができる。

（1）虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。

（2）交付の対象となった公共的施設が、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替えにより整備基準に適合しなくなったとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

（指定施設）

第5条 条例第15条に規定する指定施設は、別表第1の公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に定める施設とする。

（事前協議）

第6条 条例第15条の規定による事前協議は、次の各号に掲げる指定施設の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、指定施設新築等（変更）事前協議書（第5号様式）により行わなければならない。

（1）建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項（これらの規定を同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請（以下「確認申請」という。）を要する指定施設 確認申請をする日の30日前

（2）その他の指定施設 新築等の工事に着手する日の30日前

2 前項の指定施設新築等（変更）事前協議書には、第4条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を添付しなければならない。

（工事完了の届出）

第8条 条例第17条第1項の規定による届出は、指定施設工事完了届（第6号様式）により行わなければならない。

2 前項の指定施設工事完了届には、事前協議に基づく工事が行われたことを証する写真を添付しなければならない。

別表第1(第2条、第5条関係)

区分	公共的施設	指定施設
1 官公庁の施設	官公庁の施設	全ての施設
2 社会福祉施設	(1) 保育所 (2) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全ての施設
3 医療施設	(1) 病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。) (2) 診療所((1)を除く。)	全ての施設
4 教育文化施設	(1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づくもの) (2) 自動車教習所 (3) 博物館、美術館又は図書館 (4) 集会場又は公会堂 (5) その他これらに類する施設	全ての施設
5 公共交通機関の施設	(1) 鉄道の駅 (2) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設	全ての施設
6 鉄道の駅と一体として利用される施設	鉄道の駅と一体として利用される通路、駅前広場その他これらに類する施設(14に該当するものを除く。)	全ての施設
7 宿泊施設	(1) ホテル又は旅館 (2) その他これらに類する施設	当該用途に供する部分の床面積の合計(増築の場合にあっては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計。以下「用途面積」という。) ^が 500平方メートル以上の施設
8 商業施設	(1) 銀行その他の金融機関の店舗 (2) ガス小売事業者の営業所及び事務所 (3) 小売電気事業者の営業所及び事務所 (4) 認定電気通信事業者の営業所及び事務所 (5) コンビニエンスストア(物品販売業を営む店舗のうち、用途面積が30平方メートル以上200平方メートル未満で、食料品を取り扱い、かつ、1日の営業時間が14時間以上であるものをいう。) (6) 薬局 (7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗((5)及び(6)を除く。) (8) 飲食店 (9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (10) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (11) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	(1)から(6)までにあるは、全ての施設 (7)から(11)までにあるは、用途面積が200平方メートル以上の施設
9 共同住宅等	(1) 共同住宅 (2) 寄宿舎又は下宿	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
10 事務所	事務所(1及び8に該当するものを除く。)	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
11 1から10までに掲げる施設に準ずるもの	(1) 地下街その他これに類する施設 (2) 公衆便所(他の用途の施設の附属施設であるものを除く。) (3) 公衆浴場 (4) 劇場、観覧場、映画館、演芸場又は遊技場 (5) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場 (6) 展示場 (7) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 (8) 工場	(1)から(3)までにあるは、全ての施設 (4)にあるは、用途面積が300平方メートル以上の施設 (5)から(7)までにあるは、用途面積が500平方メートル以上の施設 (8)にあるは、用途面積が1,000平方メートル以上の施設

12 公共用歩廊	公共用歩廊	用途面積が2,000平方メートル以上の施設
13 複合施設	1から12までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物(異なる用途に供する部分が明確に区分され、出入口等の主要な部分を共有しないものを除く。)	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
14 道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路	
15 公園	(1) 公園及び緑地 (2) 動物園、植物園及び遊園地 (3) その他これらに類する施設	

別表第2(第3条関係)

公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上(キに掲げる場合にあっては、その全て)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動等円滑化経路」という。)にすること。 ア 公共的施設に、当該公共的施設を利用し、当該公共的施設においてサービス等の提供を受ける者(以下「利用者」という。)の利用に供する居室(別表第1の9に掲げる公共的施設に設ける住戸又は住室(以下「住戸等」という。)を除く。以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路(当該利用居室が別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設に設ける利用者の利用に供する客席又は観覧席(以下「客席等」という。)である場合にあっては、当該客席等の出入口と車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができる部分(以下「車椅子使用者用部分」という。)との間の経路を含む。イ及びウにおいて同じ。) イ 公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房(車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。)に設けられるものを除く。以下「車椅子使用者用便房」という。)を設ける場合 利用居室(当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。)から当該車椅子使用者用便房までの経路 ウ 公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室(当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。)までの経路 エ 公共的施設が別表第1の9に掲げるものである場合 道等から当該公共的施設の住戸等までの経路 オ 別表第1の9に掲げる公共的施設に、車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等から当該車椅子使用者用便房までの経路 カ 別表第1の9に掲げる公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路 キ 公共的施設が別表第1の12に掲げるものである場合 公共用歩廊の一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。) (2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りではない。
2 敷地内の通路	(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 水はけの良い仕上げとすること。 ウ 段がある部分は、次に定める構造とすること。 (ア) 手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 蹴込板を設けること。 エ 傾斜路は、次に定める構造とすること。 (ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。 (イ) 傾斜路の前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 オ 排水溝には、つえ、車椅子のキャスター等(以下「つえ等」という。)が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。 (2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路((3)に該当するものを除く。)は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。 (ア) 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

	ウ 傾斜路は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、15分の1を超えないこと。ただし、高さが20センチメートル以下のものにあつては、12分の1を超えないこと。 (ウ) 高さが60センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ60センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。 (エ) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 (オ) 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 (3) 別表第1の8((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3((2)の施設に限る。)及び8((6)から(11)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル未満の同表の11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設(以下これらを「小規模施設」という。)並びにその他の公共的施設で指定施設に該当しないもの(以下「その他の非該当施設」という。)の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。 (ア) 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 傾斜路は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 (ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、当該踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。 (エ) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 (オ) 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 (4) 1の(1)のア及びエに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)又は(3)の規定によることが困難である場合における1、(2)及び(3)、3、4の(2)、6の(2)及び(3)並びに7((4)を除く。)の規定の適用については、1の(1)のア及びエ中「道等」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。
3 出入口	(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口((2)に該当するものを除く。)は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあつては、次に定める構造とするよう努めること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (2) 移動等円滑化経路を構成し、かつ、直接地上へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずること。 エ 戸を設ける場合には、その前後の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に視覚障害者に対し戸の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9、10及び11((5)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。
4 廊下その他これに類するもの	(1) 利用者の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。

(以下「廊下等」という。)	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるよう努めること。 イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る)、9((2)の施設に限る)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。 ウ イの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。 (2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、次に定める構造とするよう努めること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9に掲げる公共的施設にあっては、廊下等の末端付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間30メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の設けた場合は、120センチメートル以上とすることができる。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 別表第1の2((1)の施設を除く。)及び3に掲げる公共的施設にあっては、施設の利用状況等を勘案し適切に手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。
5 階段	利用者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。 (1) 主たる階段の幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、130センチメートル以上とすること。ただし、7に規定する構造のエレベーター及びその乗降ロビーが設けられた場合又は小規模施設若しくはその他の非該当施設の場合は、この限りでない。 (2) 手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。この場合において、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、階段と連続して手すりを設けること。 (3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 (5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (6) 段鼻には、滑り止めを設けること。 (7) 蹴込板を設けること。 (8) 階段の上端及び下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る)、9((2)の施設に限る)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。 (9) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
6 傾斜路	(1) 利用者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ 傾斜路の前後の廊下等及び踊場との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る)、9((2)の施設に限る)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲

	げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。 オ エの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。 (2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路((3)に該当するものを除く。)は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90センチメートル以上とすることができる。 イ 勾配は、12分の1以下とすること。 ウ 高さが60センチメートルを超えるものにあつては、高さ60センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。 エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 オ 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 (3) 小規模施設及びその他の非該当施設の移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90センチメートル以上とすることができる。 イ 勾配は、8分の1以下とすること。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。 エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 オ 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
7 エレベーターその他の昇降機	(1) 別表第1の1、2、3((1)の施設に限る。)、4((1)から(3)までの施設に限る。)、11((1)の施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設、用途面積が50平方メートル以上の同表の11((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル以上の同表の4((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の3((2)の施設に限る。)、8((5)、(9)及び(11)の施設を除く。)及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7、8((9)及び(11)の施設に限る。)、9((1)の施設に限る。)及び11((4)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル以上で4階以上の階を有する同表の9((2)の施設に限る。)、10、11((8)の施設に限る。)及び13に掲げる公共的施設にあっては、移動等円滑化経路を構成するエレベーター((2)及び(3)に規定するものを除く。以下(1)において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。 ア 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、住戸等又は乳幼児を同伴する者が授乳をすることができる場所及び当該乳幼児のおむつの取替えをすることができる設備を設けた施設(以下「乳幼児等用施設」という。)がある階及び地上階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。 エ 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠を設ける場合は、この限りでない。 オ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 カ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 ケ 籠内に、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。 コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。 サ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

	シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 ス 床面積の合計が2,000平方メートル以上の公共的施設における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、アからウまで、カ、キ及びケからシまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーターが1の(1)のエからカまでに定める移動等円滑化経路に設けるものである場合は、この限りでない。 (ア) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)、13に掲げる公共的施設において、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠を設ける場合は、この限りでない。 (イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。 セ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからスによるほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。 (ア) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 a 点字 b 文字等の浮き彫り c 音による案内 d aからcまでに掲げる方法に類するもの (イ) 乗降ロビーに設ける制御装置に近接する廊下等(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9、10及び11((5)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。 (2) (1)に該当する公共的施設以外の公共的施設にあっては、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、(1)に定める構造とするよう努めること。 (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第18条第2項第6号に規定する移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、同号の規定による車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。 (4) 利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。ただし、小規模施設並びに別表第1の4((2)の施設に限る。)及び9、10及び11((5)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、くし板をステップ部と区別しやすい色にするよう努めること。
8 便所	(1) 利用者の利用に供する便所を、利用者が利用する階(当該階において利用者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して市長が別に定める階を除く。)の階数に相当する数以上設けること。この場合においては、特定の階に偏ることなく利用者が利用者の利用に供する便所を利用する上で支障がない位置に設けること。 (2) 利用者の利用に供する便所は、床の表面を滑りにくい材料で仕上げること。 (3) (1)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上(当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて市長が別に定める数以上)に、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下(3)において同じ。)設けること。ただし、当該階が地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の直接地上へ通ずる出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合に該当する公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。

- (4) 利用者の利用に供する便所を設ける場合((3)の規定により車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。)は、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。
- (5) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所は、次に定める構造とすること。
- ア 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - ウ 車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。
 - エ 車椅子使用者用便房の幅及び奥行き^{のり}の内法は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。
 - オ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。
 - カ 車椅子使用者用便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。
 - キ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器に手すりを設けること。
 - ク 車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努めること。
 - ケ 車椅子使用者用便房が設けられている便所は、直接地上へ通じる出入口のある階に設けるよう努めること。
- (6) 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。
- (7) 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、別表第1の4((1)の施設に限る。)、8((9)の施設に限る。)、9、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3((2)の施設に限る。)、4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((9)の施設を除く。)及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル未満の同表の2、4((2)の施設に限る。)、7及び11((5)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けるよう努めること。
- (8) (3)又は(4)の車椅子使用者用便房が設けられている便所以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造とすること。
- ア 便所及び便房の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - イ 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。
 - ウ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。
 - エ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器には手すりを設けること。
- (9) (6)から(8)までに定める便所及び便房は、次に定める構造とするよう努めること。
- ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (10) (3)から(8)までに定める便所の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。
- (11) 別表第1の8((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設及び用途面積が200平方メートル未満の同表の8((6)の施設に限る。)に掲げる公共的施設には、(1)から(10)までの規定は適用しない。

9 駐車場	(1) 別表第1の1から4まで、8((1)から(4)までの施設に限る。)、10、11((1)から(7)までの施設に限る。)及び13に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル以上の同表の9((1)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する駐車場を設ける場合には、当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下(1)において同じ。)が200以下のものにあっては当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、当該駐車施設の数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合は、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とすること。 イ 1の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 ウ 平坦な場所に設けること。
10 レジ通路等	別表第1の4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((1)から(4)までの施設に限る。)及び11((3)、(4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が300平方メートル以上の同表の8((6)から(11)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、レジ通路等(商品等の代金を支払う場所及び劇場等の改札口における通路をいう。以下同じ。)を設ける場合は、1以上のレジ通路等の幅は、90センチメートル以上とすること。
11 浴室、シャワー室又は更衣室	別表第1の2((1)の施設を除く。)、3((1)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)及び11((3)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する共同浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。 (1) 出入口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (2) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (3) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (4) 共同浴室及びシャワー室には、車椅子使用者が円滑に利用できるように、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 (5) 共同浴室の洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した高さとする。
12 客室	(1) 別表第1の2((1)の施設を除く。)に掲げる施設及び用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設において、利用者の宿泊の用に供する客室を設ける場合は、客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の車椅子使用者用客室を設けること。 (2) 車椅子使用者用客室は、次に定める構造とすること。 ア 便所は、床の表面を滑りにくい材料で仕上げ、8の(5)(ケを除く。以下アにおいて同じ。)に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に利用者の利用に供する便所(床の表面を滑りにくい材料で仕上げた8の(5)に定める構造のものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。 イ 浴室又はシャワー室は、11に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている公共的施設に利用者の利用に供する共同浴室(11に定める構造のものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。 ウ 車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な空間を確保すること。 エ ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。 オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 カ 出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。
13 客席等及び舞台	(1) 別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する客席等を設ける場合は、当該客席等に設ける座席の数が400以下のものにあっては2以上の、当該客席等に設ける座席の数が400を超える

	ものにあつては当該客席等に設ける座席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の車椅子使用者用部分を設けること。 ア 観覧しやすい位置とすること。 イ 幅は90センチメートル以上、奥行きは135センチメートル以上とすること。 ウ 1以上の車椅子使用者用部分の幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とするよう努めること。 エ 床は平らとし、表面は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 高齢者、障害者等が円滑に客席等又は舞台袖口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保すること。
14 標識	7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(5)から(7)までに定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設又は19に定める乳幼児等用施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設があることを表示する次に定める構造の標識を設けること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、次に定める構造の標識とするよう努めること。 (1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 (2) 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるものであること。
15 案内設備	(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(5)から(7)までに定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設若しくは19に定める乳幼児等用施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けることとし、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、次に定める構造の案内板その他の設備を設けるよう努めること。 ア 案内板その他の設備の高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすい構造とすること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 イ 視覚障害者に対する案内板その他の設備は、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は乳幼児等用施設の配置を次に掲げる方法のいずれかにより表示を行うこと。 (ア) 点字 (イ) 文字等の浮き彫り (ウ) 音による案内 (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる方法に類するもの (2) 案内所を設ける場合は、(1)の規定は適用しない。
16 案内設備までの経路	(1) 道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にすること。ただし、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造である場合は、この限りではない。 (2) (1)の規定にかかわらず、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設において、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にするよう努めなければならない。ただし、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造である場合は、この限りではない。 (3) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。 ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の

	突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせさせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行なうために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分の上端及び下端に近接する部分 (ウ) 傾斜路がある部分の上端に近接する部分(勾配が20分の1以下の傾斜がある部分、高さが16センチメートル以下、かつ、勾配が12分の1以下の傾斜がある部分、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。)
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。 (1) 別表第1の1、3(1)及び8((1)から(4)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の案内又は呼び出しのための窓口等を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。 (2) 別表第1の1、2((1)の施設を除く。)及び4((3)及び(4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を備えること。 (3) 別表第1の1、2((1)の施設を除く。)、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。
18 カウンター及び記載台	カウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の9に掲げる公共的施設及びその他の公共的施設で指定施設に該当しないものにあつては、次に定める構造とするよう努めること。 (1) 高さは、70センチメートル程度とすること。 (2) 下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。
19 乳幼児等用施設	(1) 用途面積が1,000平方メートル以上の別表第1の1、2((1)の施設を除く。)、3、4((2)から(4)までの施設に限る。)、7、8((5)及び(9)の施設を除く。)、11((8)の施設を除く。)及び13に掲げる公共的施設には、乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けることとし、乳幼児等用施設は、4の(2)に定める構造の廊下に面して設け、かつ、出入口の幅は80センチメートル以上とすること。 (2) 用途面積が1,000平方メートル未満の別表第1の1、2((1)の施設を除く。)、3、4((2)から(4)までの施設に限る。)、7、8((9)の施設を除く。)及び11((8)の施設を除く。)に掲げる公共的施設にあつては、(1)に定める構造の乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けるよう努めること。

8

便所

整備の基本的な考え方

- 高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を整備する。
- 特に、日常生活や社会生活において利用される診療所・店舗等には、規模に関わらず、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を設ける。このうち複数店舗等が入居するテナントビルでは、テナント入れ替え等に影響されないよう共用部分に設けることが重要である。
- 便所・便房の設計においては、施設用途や規模のほか、多様な利用者を十分に想定し、必要な設備、便房数、面積等を検討する。
- 知的障害者や発達障害者等への異性介助や、高齢者同士の異性介助のため、男女共用の便房に対するニーズが高まっていることを踏まえて、介助者等の実態に即した便所・便房の配置や面積等を検討する。
- 利用者の集中を避け、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、施設の用途や利用状況を勘案して、整備基準の(1)車椅子使用者用便房と、(2)オストメイト対応の設備を有する便房、(3)乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房の機能の分散化や組み合わせを検討する。組み合わせる場合、(1)～(3)の便房及び便所は兼ねることができる。
- 整備基準(4)は、(1)の車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所以外に便所を設ける場合の基準であり、(2)オストメイト対応の設備を有する便房、(3)乳幼児を座らせることができる便房を兼ねることができる。
- 整備基準(5)は、車椅子使用者用の便房・便所以外の便所であっても、車椅子使用者やベビーカー、松葉杖での利用など、多様な使い方を想定し、十分な出入口の幅と空間の確保について、配慮することを求めている。
- 整備基準(6)は、(1)から(4)の出入口における点字その他による案内に関する整備基準を定めている。

整備基準	解 説	望ましい水準
利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。 ただし、別表第1の8((5)の施設に限る。)及び用途面積が200㎡未満の同表の8((6)の施設に限る。)に掲げる公共的施設は、この限りでない。	《左欄記載施設》 ◆「別表第1の8((5)の施設に限る。)及び用途面積が200㎡未満の同表の8((6)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：コンビニエンスストア、用途面積200㎡未満の薬局 ----- ●(1)～(3)の便房及び便所は兼ねることができる。 →図「□多様な利用者の円滑な利用に向けた便房の設備（機能）の分散配置」(80頁)を参照	○排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣、おむつ交換等のため、男女が共用できる位置に、1以上の大型ベッド付き便房を設ける。 ○大型ベッドは、介助のしやすさや転落防止、緊急時の出入りを考慮した位置に設ける。
(1)便所内に、車椅子使用者用便房を1以上設けることとし、当該車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所は次に定める構造とすること。 ただし、用途面積が300㎡未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500㎡未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。	《左欄記載施設》 ◆「用途面積が300㎡未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積300㎡未満の診療所(患者の入院施設がないもの) ◆「用途面積が500㎡未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積500㎡未満の薬局、物販店舗、飲食店、キャバレー等、サービス業店舗、学習塾等、劇場等 ----- ●便所内に、車椅子使用者が円滑に利用できる車椅子使用者用便房を1以上設ける。 ●異性介助の場合に配慮し、少なくとも1以上の車椅子使用者用便房を、男女が共用できる位置に設ける。 →図「□車椅子使用者用便房の例」(82頁)を参照	○便所が設けられている階の便房の総数が200以下の場合はその1/50以上、総数が200を超える場合はその1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設ける。 ○車椅子使用者用便房を複数設ける場合は、1以上にオストメイト用設備を設ける。 ○車椅子使用者は、通常のオストメイト設備では高さが合わず使えないことがあるため、便座の背もたれに水栓を付けたオストメイト簡易型水栓設備の併用も検討する。

整備基準	解 説	望ましい水準
ア 床面の仕上げ	床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。	●濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料とすること。 ○転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。
イ 出入口の幅	車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。	●幅80cmは、車椅子使用者が通過できる寸法 ●建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅を指す。 ○幅90cm以上
ウ 出入口の戸の構造	車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	●戸は、原則として引き戸とすること。 ●自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとする。 ●錠は、指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造とし、非常時に外から開錠できるものとする。 ●段差のある敷居や溝は設けないこと。 ○戸は、開閉時間の調整ができるものとする。 ○ドアロックセンサーを設置する。
エ 便器・手すり	車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。	●車椅子でできるだけ接近できるよう、床置き式便器の前面は、フットレストが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式とする。 ●座面高さは、蓋のない状態で42～45cm程度とする。 ●腰掛便座の壁側に手すりを設ける場合には、水平、垂直(L型)に取り付ける。 ●介助等を考慮し、片側の手すりは跳ね上げ手すりとする。 ●手すりが遠すぎると体を預けることができないため、位置関係に配慮する。 ●水平手すりは、腰掛便座の座面から20～25cm程度の高さとする。 ○座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、施設用途や利用状況に応じ便器の背後の適切な高さに背もたれを設ける。 ○腰掛便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座）とする。 ○手すりと壁の色の明度、色相又は彩度の差を大きくして、容易に識別できるようにする。 ○左右の手すりの間隔は70～75cmだと使いやすい。
オ 便房の広さ	車椅子使用者用便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ200cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150cm以上とすることができる。	●車椅子使用者の便器への移乗や、介助者の同伴等が円滑にできるよう、便器の正面と側面に十分なスペースを確保すること。 ●設備等の形状、配置により必要な広さは変わること留意すること。 ●各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、配管収納スペース等を除き直径150cm以上の円が内接できるスペース（設備等下部の車椅子のフットレストが通過できるスペース（床上高さ40cm以上、奥行き20cm以下）を含む）を設けること。 ○複数の車椅子使用者用便房を設ける場合、車椅子使用者が選択できるよう、便器への移乗のための側面のスペースを、右側面に設けた便房と、左側面に設けた便房をそれぞれ設ける。
カ 洗面器（手洗い器）	車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。	●移動の支障とならない場所に設けること。 ●水栓金具は、レバー式、光感応式など簡単に操作できるものとする。 ●洗面器の下部には、車椅子使用者の膝が入るスペースを設けること。 ●鏡を適切な位置に設けること。 ●手すりを設ける場合は、便所の出入口から最も近い位置に設けること。 ○鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとする。 ○洗面器の脇には、つえを立てかけるくぼみや棚、フック等を設ける。

整備基準	解 説	望ましい水準
キ 附属器具	車椅子使用者用便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。	●ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンは、JIS S 0026に基づく配置とする。 →図「□車椅子使用者用便房の例」(82頁)を参照 ●ペーパーホルダー、呼び出しボタン、ごみ箱等は、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く位置に設ける。 ●洗浄装置はセンサー式が使いやすいが、視覚障害者は触れることのできる方が使いやすいため、ボタン式も併設する。 ●呼び出しボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置(床面から30cm程度)にも設ける。 ●便房内に確認ランプ付き呼び出し装置、出入口の廊下等に非常呼び出し表示ランプ、事務所に警報盤を設ける。
ク 小便器	男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器に手すりを設けること。	●手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とする。 ●手すり付き小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設けること
ケ 荷物台	車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努めること。	●手荷物置き台を、車椅子に座った状態で手が届く高さに設ける。
コ 設置階	車椅子使用者用便房が設けられている便所は、直接地上へ通じる出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。	●車椅子使用者用便房を有する便所は、各階ごとに設けるなど利用者の利用に配慮して複数設ける。 ●劇場・競技場等の客席・観覧席が複数階にある場合や、同時に多数の車椅子使用者が利用する場合は、複数の車椅子使用者用便房を設け、車椅子使用者用客席・観覧席から容易に到達できる位置に配置する。

整備基準	解 説	望ましい水準
(2)便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けることとし、当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 ただし、用途面積が300㎡未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500㎡未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。	《左欄記載施設》 ◆「用途面積が300㎡未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積300㎡未満の診療所(患者の入院施設がないもの) ◆「用途面積が500㎡未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積500㎡未満の薬局、物販店舗、飲食店、キャバレー等、サービス業店舗、学習塾等、劇場等 ●オストメイト(人工肛門・人口膀胱造設者)のパウチや汚れた物、しびん等を洗浄する汚物流しと水栓器具、ペーパーホルダーを設けた便房を1以上設けること。 →図「□オストメイト用設備を有する便房の例」(84頁)を参照 ●改修等でやむを得ない場合や、構造上やむを得ない場合は、「オストメイト用簡易型水栓設備」を設ける。 →図「■オストメイト用簡易型便房」(85頁)を参照 ●水栓器具の高さは70cm程度とすること。 ●ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台(カウンター)を設けること。 ●ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設ける。 ●床は、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	○汚物流しと水栓器具を設けた便房を有する便所は、各階ごとに設けるなど複数設ける。 ○オストメイト対応型便房が複数ある場合、1以上は車椅子使用者が利用できるものとする。 ○腹部等を洗浄しやすいよう、ハンドシャワー型、温水が出る混合水栓とする。 ○利用者の身長の違いに配慮し、汚物流しの高さが調節できるものとする。 ○ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設ける。 ○ストーマ装具の装着のための衣類の脱着等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設ける。 ○鏡は、全身が確認できる大きさとする。 ○床は、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。
(3)便所内に、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けることとし、当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 ただし、別表第1の4((1)の施設に限る。)、8((9)の施設に限る。)、9、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300㎡未満の同表の3((2)の施設に限る。)、4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((9)の施設を除く。)及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに1,000㎡未満の同表の2、4((2)の施設に限る。)、7及び11((5)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けるよう努めること。	《左欄記載施設》 ◆「別表第1の4((1)の施設に限る。)、8((9)の施設に限る。)、9、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：学校、キャバレー等、共同住宅等、事務所、工場 ◆「用途面積が300㎡未満の同表の3((2)の施設に限る。)、4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((9)の施設を除く。)及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積300㎡未満の診療所(患者の入院施設がないもの)、博物館等、集会場等、商業施設(キャバレー等を除く)、公衆浴場 ◆「1,000㎡未満の同表の2、4((2)の施設に限る。)、7及び11((5)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積1,000㎡未満の社会福祉施設、自動車教習所、宿泊施設、路外駐車場、展示場、運動施設 ●乳幼児用椅子を有する便房を1以上設けること。 ●乳幼児用椅子は、乳幼児が椅子から抜け出したりしにくく、安全に座らせることができるものとする。 ●乳幼児用椅子は、乳幼児連れの利用者から常に目や手が届く位置に設ける。 ●床は、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	○乳幼児用おむつ交換台等を設ける。 ○ベビーカーと共に入ることが可能なゆとりある広さとする。 ○床は、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。

整備基準		解 説	望ましい水準
(4)(1)の車椅子使用者用便房が設けられている便所以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造とすること。		●車椅子使用者用簡易型便房を設ける場合は、車椅子で使用可能なゆとりある広さを確保すること。	
ア 床面の仕上げ	床の表面は、滑りにくい材料で仕上げることを。	●濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	○転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。
イ 出入口の戸の構造	便所及び便房の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	●戸の取っ手は操作しやすいものとする。 ●手動式引き戸の場合、取っ手は握りやすさに配慮したものとする。 ●鍵は、指の不自由な人でも施錠がしやすく、非常時に外から解錠できるものとする。 ●施錠を示す色等は、視覚障害者の利用に配慮したものとする。 ●段差のある敷居や溝は設けないこと。	○便房の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく表示すること。
ウ 便器・手すり	1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。	●腰掛便座の壁側に手すりを設ける場合には、水平、垂直(L型)に取り付ける。 ●手すりが遠すぎると体を預けることができないため、位置関係に配慮する。 ●水平手すりは、腰掛便座の座面から20～25cm程度の高さとする。 ●手すりは、握りやすいものとする。 ●ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンは、JIS S 0026に基づく配置とする。 →図「  便器洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)」(85頁)を参照 ●便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。 ●洗浄装置はセンサー式が使いやすいが、視覚障害者は触れることのできる方が使いやすいため、ボタン式も併設する。	○腰掛便座は、温水洗浄便座(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座)とすること。 ○非常呼び出しボタン、フラッシュユベルなどの緊急通報装置を設置すること。 ○車椅子使用者用簡易型便房を設ける場合は、左右の手すりの間隔は70～75cmだと使いやすい。 ○全ての便房内の手すりの位置が左右のいずれかに偏っていると、使いにくい場合があるため、配慮して設置する。 ○手すりと壁の色の明度、色相又は彩度の差を大きくして、容易に識別できるようにする。
エ 洗面器 (手洗い器)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。	●洗面器は、通行の支障とならない場所に設け、手すりは、原則として、両側に取り付けること。 ●洗面器の下部に、車椅子使用者の膝が入るスペースを設けること。 ●洗面所の水栓は、レバー式、光感应式など簡単に操作できるものとする。 ●原則として鏡を適切な位置に設けること。	○洗面器の脇には、つえを立てかけるくぼみあるいはフックを設ける。
オ 小便器	男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器には手すりを設けること。	→(1) ク を参照	→(1) ク を参照

整備基準		解 説	望ましい水準
(5)(2)から(4)までに定める便所及び便房は、次に定める構造とするよう努めること。		●(2)オストメイト対応の設備を有する便房、(3)乳幼児を座らせることができる便房、(4)車椅子使用者用以外の1以上の便所については、車椅子使用者や松葉杖の利用者、乳幼児連れなど多様な利用者が利用できるよう、ア、イに適合するよう努めること。 →図「□オストメイト用設備を有する便房の例」(84頁)、図「□簡易型便房の例」(85頁)、図「□乳幼児連れ利用者に配慮した設備の例」(86頁)を参照	
ア 出入口の幅	出入口の幅は、80cm以上とすること。	●幅80cmは、車椅子使用者が通過できる寸法	
イ 便所内の空間確保	車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	●車椅子使用者、松葉杖の利用者、ベビーカー利用者など多様な利用状況を想定し、十分な空間を確保するよう努めること。	
(6)(1)から(4)までに定める便所の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。		●現在位置、構造、男女の区別を案内すること。 ●便所の配置を点字、音による案内、その他視覚障害者に示すための設備を設ける。 ●点字による案内表示は、床から中心までの高さを140～150cm程度とすること。 ●点字による案内板だけでは、情報を読み取れる視覚障害者は少ないとされているため、読みやすいデザインや文字を浮き彫りにしたり、音声案内装置を付加すること。 →「点字その他の案内設備」に関しては2敷地内の通路(1)ウ(ア)の解説(44頁)を参照	

□多様な利用者の円滑な利用に向けた便房の設備(機能)の分散配置

■便房・便所の機能分散の考え方

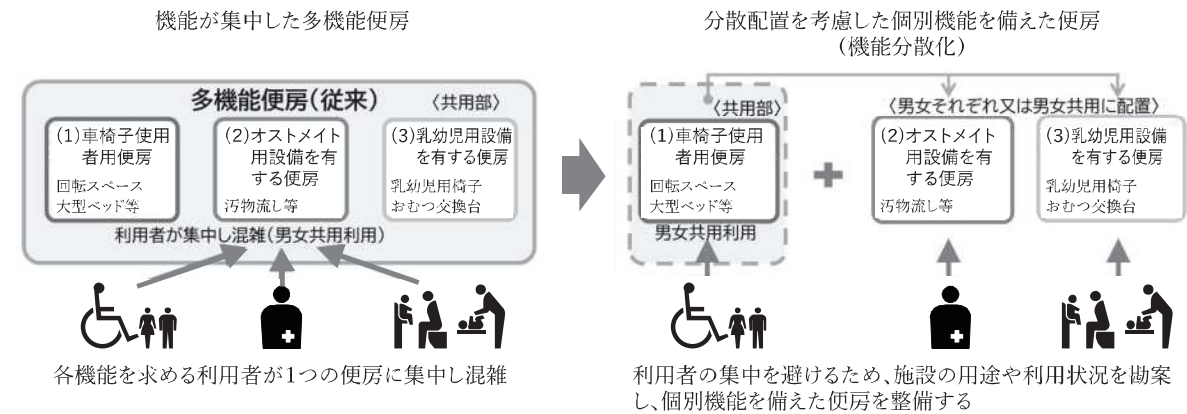
便房・便所の設計においては、高齢者、障害者等の利用の集中を避けるとともに、オストメイトで車椅子使用者でもあるなど複数の個別機能を必要とする方への配慮や、異性介助や性的マイノリティへの配慮が求められている。そのため、施設用途や規模に応じた検討と合わせて、多様な利用者のニーズを把握するなど様々な利用実態に配慮して、以下のような個別機能を備えた便房等の分散配置や組合せを検討する。

■個別機能を備えた便房等の概要

個別機能を備えた便房	(1)車椅子使用者用便房	・車椅子使用者が円滑に使用できる広さを備えた便房(大型ベッド付きを含む。)
	(2)オストメイト用設備を有する便房	・腰掛便座のある広めの便房に汚物流しなどのオストメイト用水洗器具を設けたもの
	(3)乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房	・ベビーカーとともに入れる広さを備えた便房で、乳幼児椅子、乳幼児用おむつ交換台、着替え台等を備えたもの ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を設けない場合、便所内(男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれの便所)に乳児用おむつ交換台を設ける方法もある。
個別機能を組み合わせた便房		・利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者用便房(大型ベッド付きを含む。)、オストメイト用設備又は乳幼児用設備を付加した便房※

※(1)~(3)の便房及び便所を兼ねることができる

■各種便房の機能分散化と適正利用の推進



■ニーズに対応した便所・便房と設備の組み合わせ(●標準、○推奨(ニーズや規模に応じて整備))

区分 (床面積)		(1)車椅子使用者用便房		(2)オストメイト用設備を有する便房	男女共用 ※1
		十分な空間の確保	大型ベッド付き		
不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物	2,000㎡以上	● 径180cmの内接円、かつ便房の内法200cm以上×200cm以上	●	●	●
	2,000㎡未満	● 径150cmの内接円、かつ便房の内法200cm以上×200cm以上	○	●	○
	500㎡未満	●※2 径150cmの内接円、かつ便房の内法200cm以上×200cm以上	○	●※2	○
50㎡以上の公衆便所		●	○	●	○

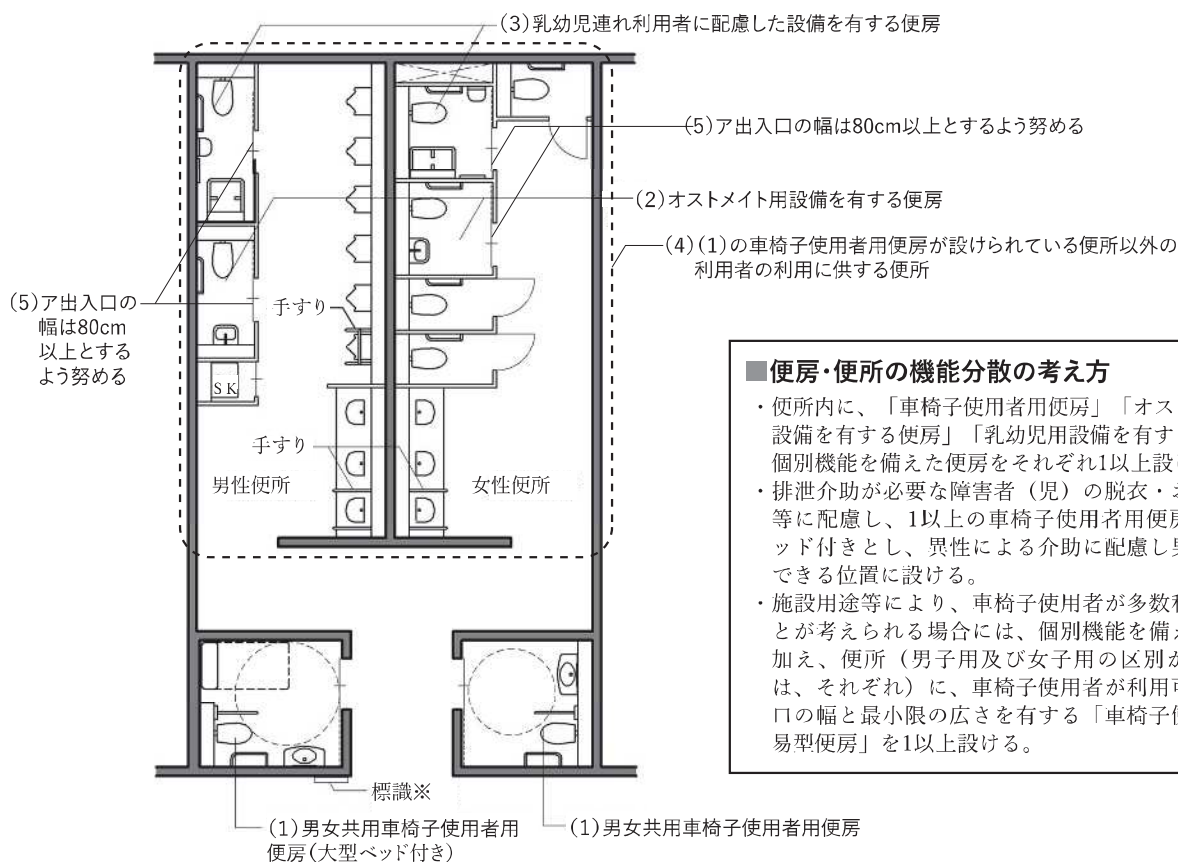
※1 視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。また、男女共用トイレが整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。

※2 面積や構造等の制約により、車椅子使用者用便房を設けることができない場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設けることも可とする。

資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3[2021]年3月）」（国土交通省）
p 2-112~113を加工して作成

□個別機能を備えた便房等の組合せの例

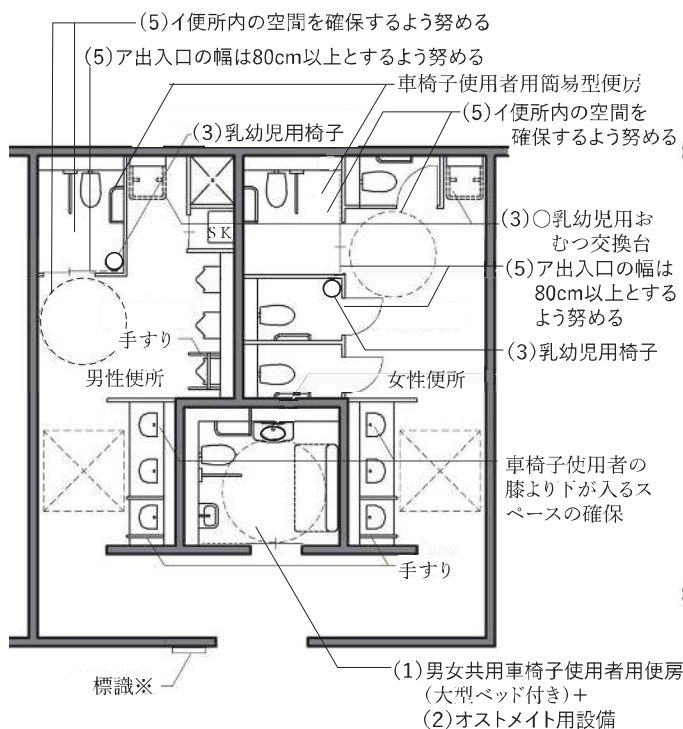
■配置例1(個別機能を分散して設けた例)



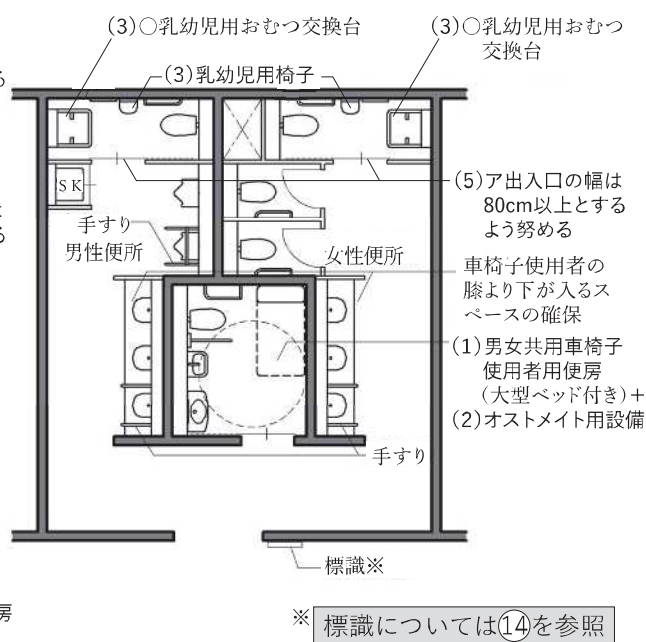
■便房・便所の機能分散の考え方

- ・便所内に、「車椅子使用者用便房」「オストメイト用設備を有する便房」「乳幼児用設備を有する便房」の個別機能を備えた便房をそれぞれ1以上設ける。
- ・排泄介助が必要な障害者（児）の脱衣・おむつ交換等に配慮し、1以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。
- ・施設用途等により、車椅子使用者が多数利用することが考えられる場合には、個別機能を備えた便房に加え、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ）に、車椅子使用者が利用可能な出入口の幅と最小限の広さを有する「車椅子使用者用簡易型便房」を1以上設ける。

■配置例2(個別機能を組み合わせて設けた例1)

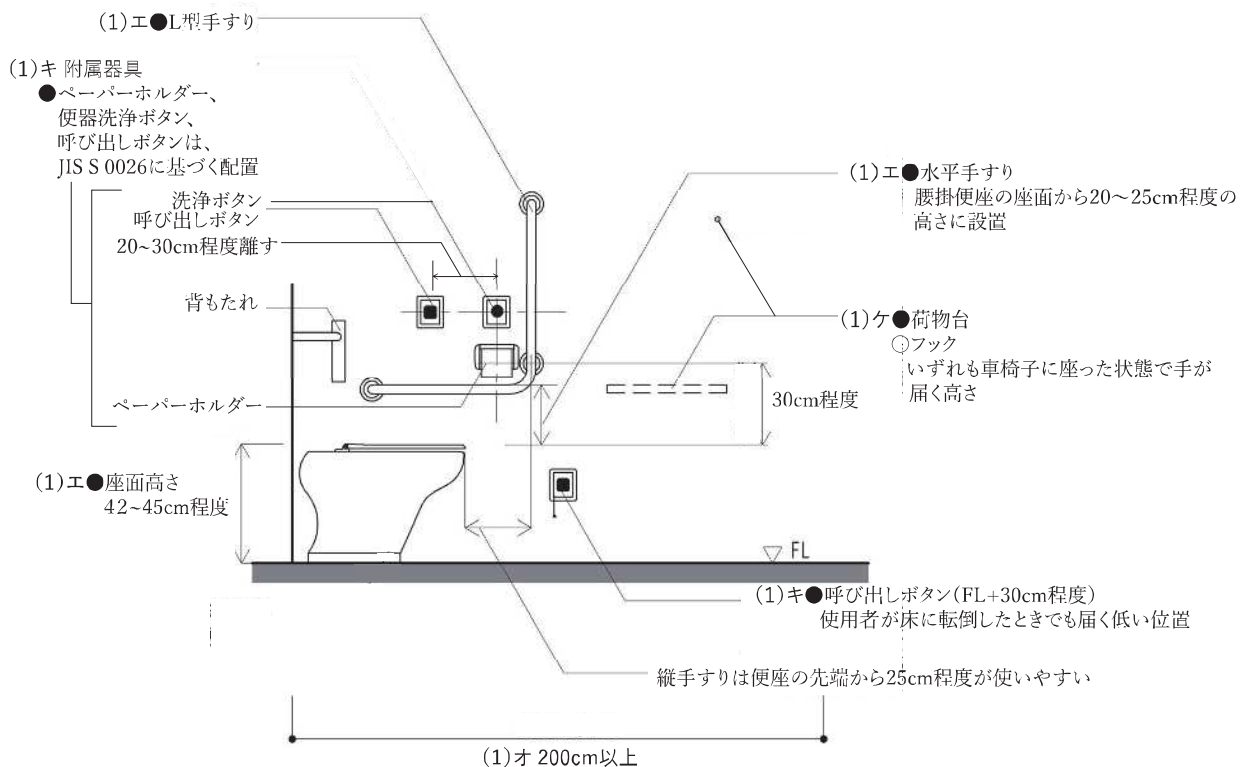
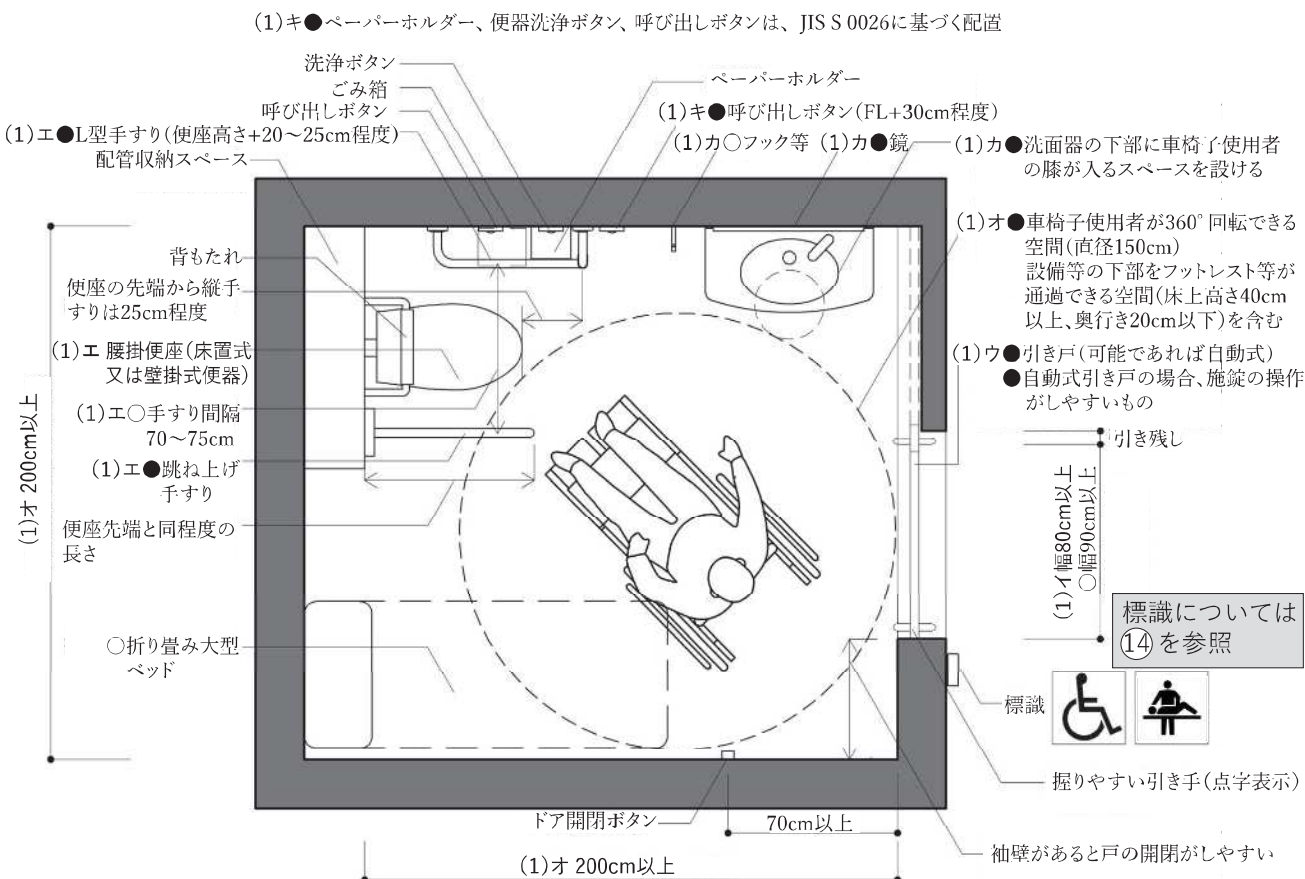


■配置例3(個別機能を組み合わせて設けた例2)



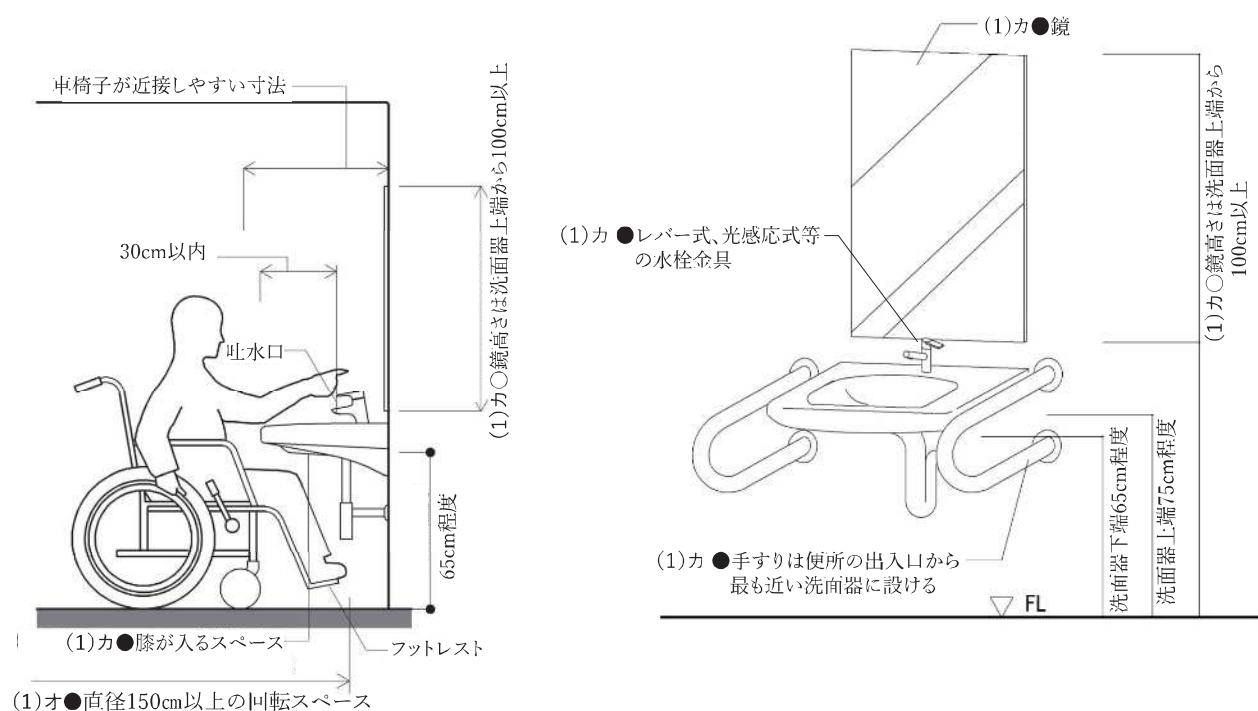
資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3[2021]年3月）」（国土交通省）p2-114~115を加工して作成

□車椅子使用者用便房の例

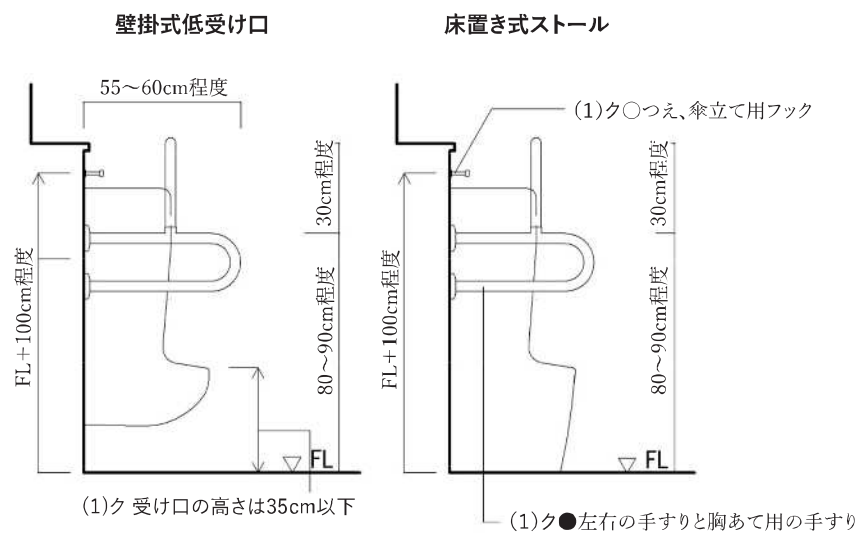


資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省）p 2-134、138を加工して作成

■車椅子使用者が利用しやすい洗面器

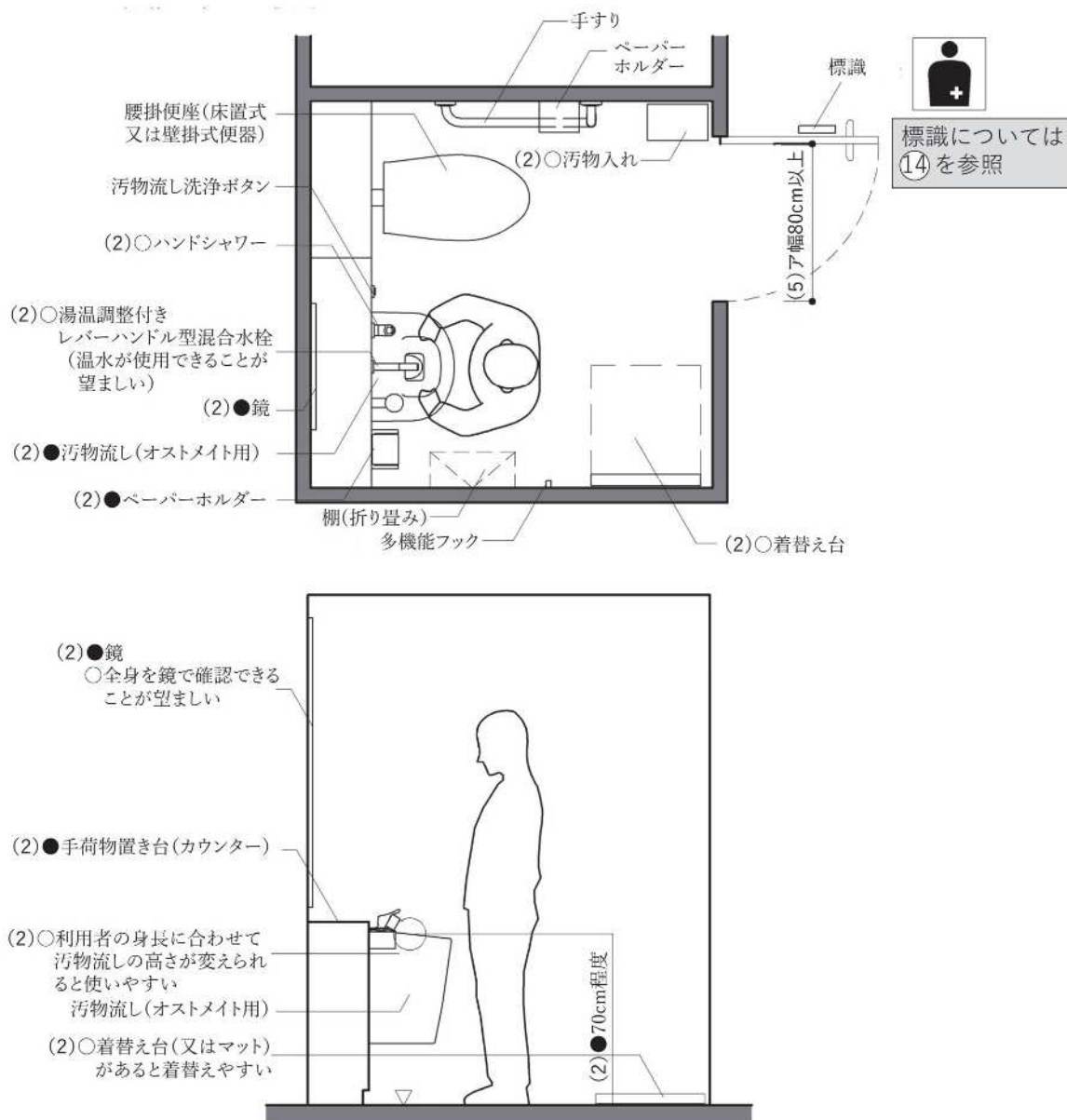


■小便器

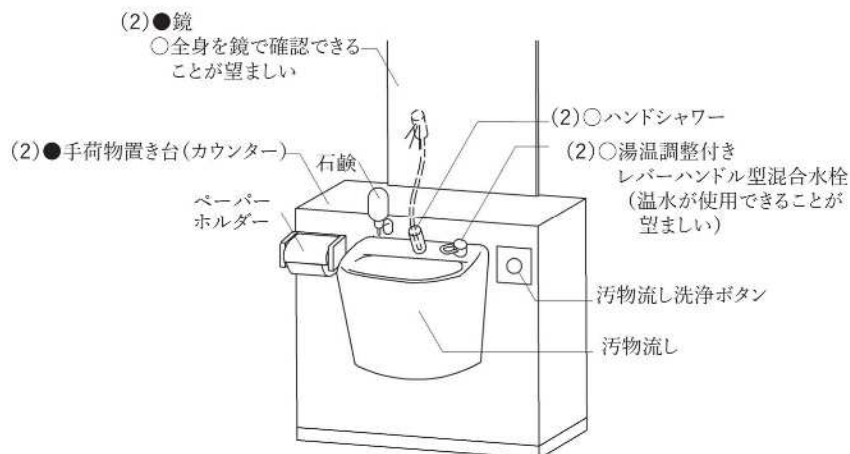


資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3[2021]年3月）」（国土交通省）p 2-120、137を加工して作成

□オストメイト用設備を有する便房の例



■汚物流し(オストメイトに配慮した設備)

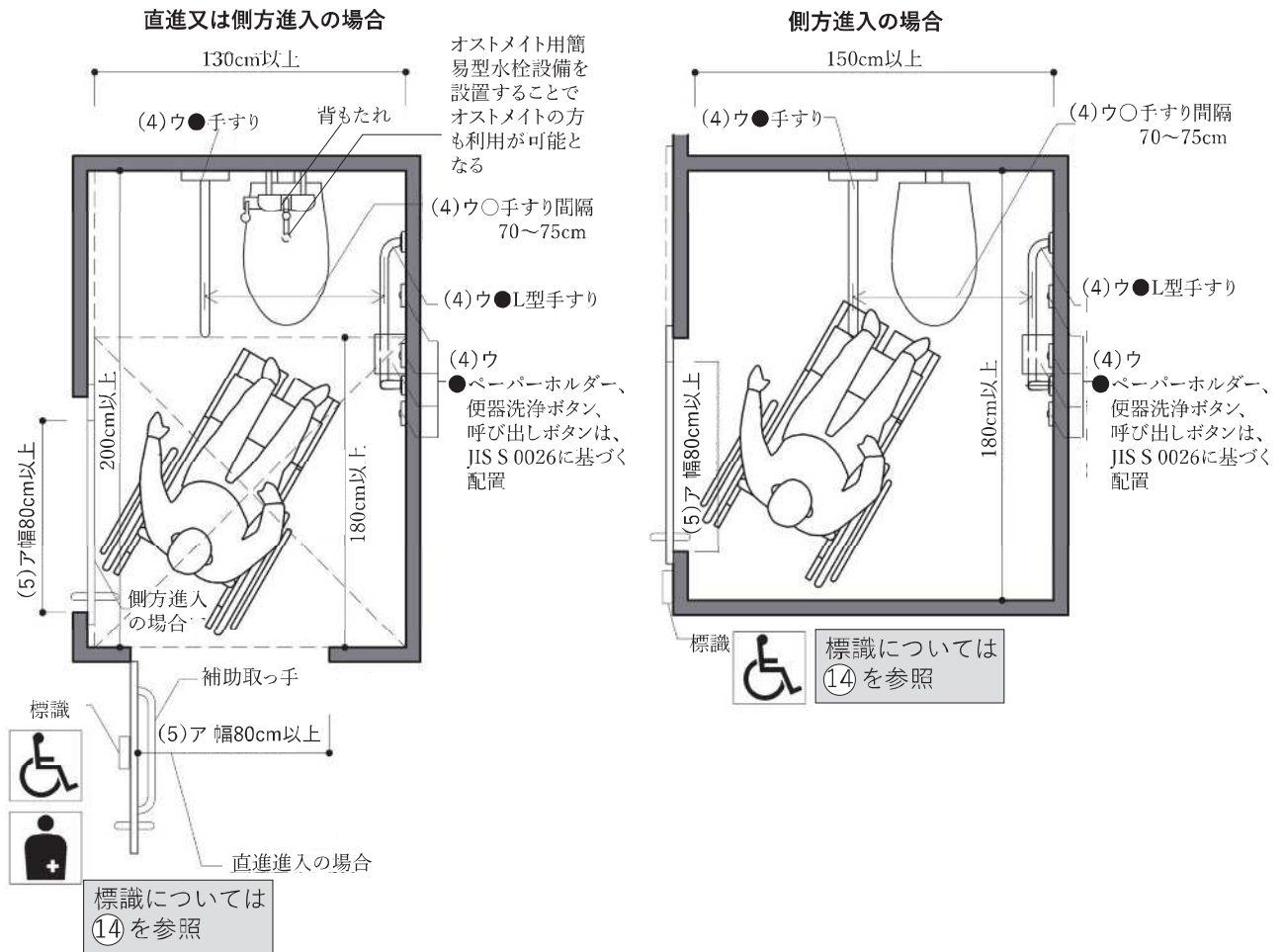


資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省）p 2-141を加工して作成

□簡易型便房の例

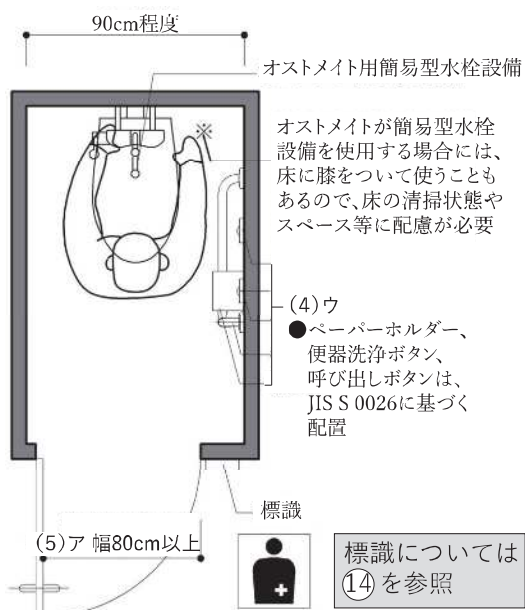
■車椅子使用者用簡易型便房

(車椅子で利用可能な幅や空間を確保し、腰掛便座、手すりを設けることで、自力で腰掛便座に移乗可能な車椅子使用者等の利用を可能とする便房)

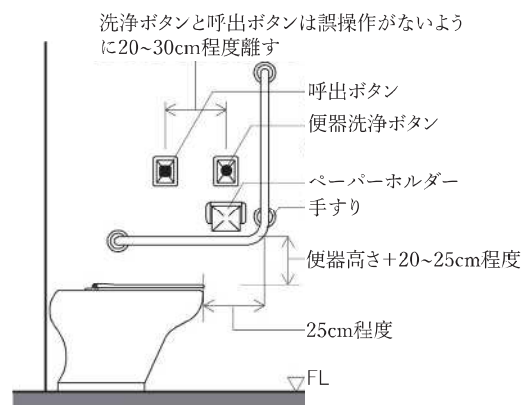


■オストメイト用簡易型便房

(オストメイト用簡易型水栓設備を設けた便房)



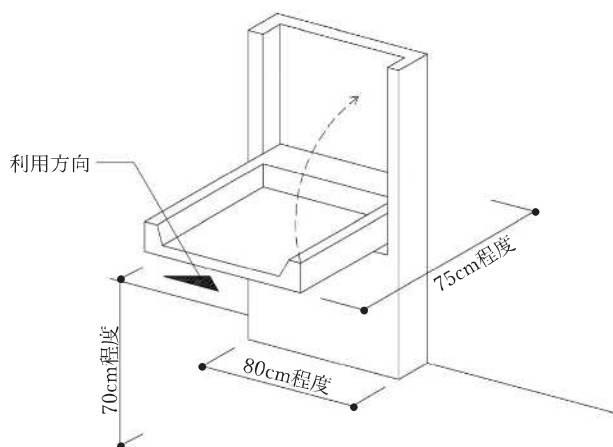
■便器洗浄ボタン等の標準配置例(JIS S 0026による)



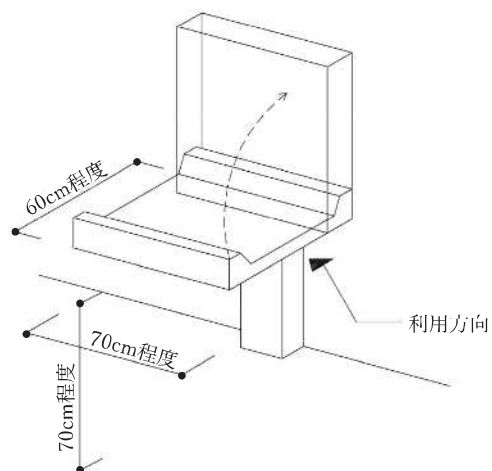
資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省）p 2-130、145、146を加工して作成

□乳幼児連れ利用者に配慮した設備の例

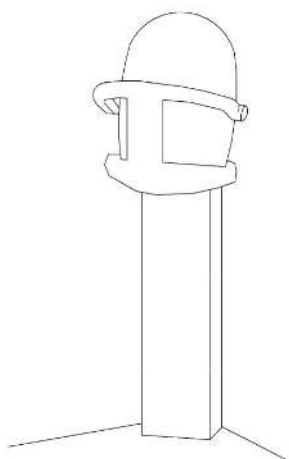
■壁・床取り付け乳幼児用おむつ交換台
(生後1ヶ月～2歳半程度)



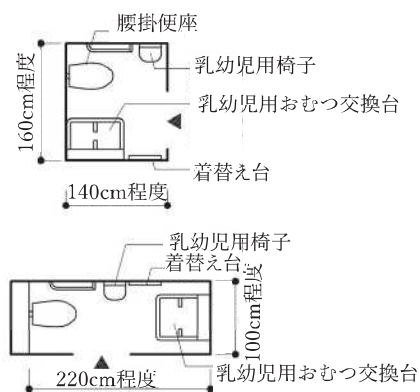
■壁取り付け乳幼児用おむつ交換台
(生後1ヶ月～2歳半程度)



■乳幼児用椅子
(生後5ヶ月～2歳半程度)



■乳幼児連れに配慮した便所の寸法例
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省）p 2-128、143を加工して作成

□案内表示の例

■便所の表示例（日本産業規格 JIS Z 8210）



お手洗
Toilets



男女共用お手洗
All gender
toilet



男性
Men



女性
Women



こどもお手洗
Children's toilet

■便房設備(機能)の表示例（日本産業規格 JIS Z 8210）



障害のある人が
使える設備
Accessible
facility



介助用ベッド
Care bed



オストメイト用設備
／オストメイト
Facilities for
Ostomy /
Ostomate



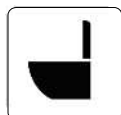
ベビーチェア
Baby chair



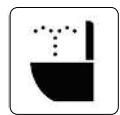
おむつ交換台
Diaper
changing
table



着替え台
Changing
board



洋風便器
Sitting
style toilet



温水洗浄便座
Spray seat



和風便器
Squatting
style toilet

資料：上図全て「JIS Z8210 案内用図記号（PDF版）」（国土交通省）を加工して作成
出典：「標準案内用図記号」（（公財）交通エコロジー・モビリティ財団）